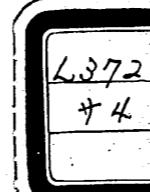


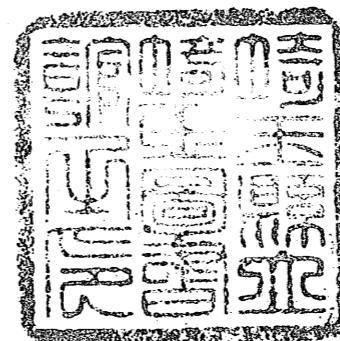
埼玉縣女子師範學校教育科調查

埼玉縣に於る寺子屋教育（郷土研究）

昭和九年十月



10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20



2276

本校郷土研究（教育科調査）

埼玉縣に於ける寺子屋教育

昭和五年以來繼續的に行はれ來つた本校の郷土研究は、此度幕末並に明治初年に於ける本縣寺子屋教育の調査を行つた。此の企の目的とするところは當時本縣一般に行はれたる庶民教育の状況を探り、今やその記憶より消え行かんとする本邦古風の教育事情を現存の故老に尋ねてあり、其の面影を明にし、以て本縣々民性に對する理解の一助たらしめんとするものであり、從つて又本縣郷土教育の参考資料ならしめんとしたのである。固より蒐め得たる資料の不備と、調査漏となつた箇所が相當多數に上ると思はれる點から完全な枚舉的報告書たり得ないが、本縣寺子屋教育の概況を察知せんとする本調査の意圖は達し得られたるものと考へる。今叙述の順序として調査の概況を次の如くに區分して述べることとする。

- 一、調査方法
- 二、報告書並に参考資料蒐集の狀態
- 三、調査の結果明にせられたる本縣寺子屋教育の状況
- 四、結語

一、調査方法

本校の暑中休暇に當つて在校生が歸郷せし際、各自をしてその歸省地に現存せらるゝ故老を尋ねしめ、彼等が曾て寺子屋時代に實地の体験をされた教育につきその記憶を辿り、左記調査表の各項目につき出來得る限り精密詳細に調査の上同表へ記

入し、併せて當薩持子屋に於て使用せられた物品（文庫、硯、机、手本、草紙等）を蒐集せしめた。

昭和八年度

郷土研究、寺子屋教育調査（教育科）

部第 學年 氏名

報告者現住所	當時ノ住所			
報告者氏名	年	月	日	生 歲
寺子屋名稱				寺子屋所在地
創始	年	月	日	廢業 年 月 日
師匠ノ姓名				身 分
兒童數	男約 名	女約 名	一般 寺入年齢	寺入ノ時 月 日
最長ノ通学者ノ年数			最短ノテ業ヲ卒ヘタ者ノ年数	
寺子屋へ通シタ者ハ地方兒童ノ何割位シタカ				
行カナイ子供ハ如何ナル家庭ノ子供ヲシタカ				
實施セラレタ教科目				
學習セラレタ習字手本（學習ノ順序ニ）				
學習セラレタ讀書ノ本（同 上）				
書法流儀				
清書ノ評語				

大淀小波（試験席書（展覽會）ノ度數並ノ模様
教授ノ進度
全體ノ編制並ニ進級ノ方法
始業時間
終業時間
农學夏ノ朝習ノ有無並ノ方法
課業以外ノ年中行事（五節句花見）遠足ナドノ有無
教室ノ管理當番ヤ出缺席簿ノ模様
代数（師匠代理）有無
提督（今ノ校則者ハ生徒心得）ハドンナモノシタカ
訓練ノ事項及方法
賞罰ノ方法及有様
出席、退出時ノ儀式（同輩同志並長幼ノ關係）
當時ノ寺子ノ遊戯、寺子屋内外テノ
師匠ト兒童トノ關係
卒業後ノ師弟ノ關係
師匠ノ社會的地位
入學時ノ東修品目ト額

謝儀ノ品目ト額並ニ納入ノ時機
炭料、墨料、ヲ納メラレシヤ否ヤ(額)
寺子屋内部ノ學習ノ模様

寺子屋ノ圖面

感想其他

附：寺子屋教育ニ於イテ使用セラレタ品物（手本草紙、書籍、机、文庫、水入り、看板、火鉢等）ガ手ニ入レバ何物ニテモ蒐集スル事
寺子屋ノ家屋ソノマニ存スレバ窮屈屋ニタノミテ原板ヲ持參スル事

諸此の調査の方法に於ては本校在校生歸省先の地を調査することは出来るが少しく之よりかけ離れた土地の状況を詳にす
ることが出来ないといふ恨みがある。随つて重要な資料が未調査のまゝになつて居ることが推測せられる。又時代の點よりす
れば現今の生存者にその資料を仰いだのであるから既にその生存者が殆ど絶無なりと考へられる天保時代以前の人々の記憶を
得ることが出来なかつた。然し是等は他の資料を以て補ふことも可能であり且寺子屋教育が最も廣く流布した徳川末期一般の
状態を推知するには此度蒐集せられたる調査資料はその任に耐え得るものと考へる。元來本縣に於ける此種の調査は他府縣の
それに比すれば施行せられたることが甚だ少いと云はれて居る。（乙）竹岩造博士著「本邦庶民教育史」の中、埼玉縣の部参照）。
隨つて史的調査の方面に於て今尙多く研究の餘地が遺されて居ることが察せられる。此の意味に於て此度の試みが幾分の参考
ともなれば幸である。

一一、報告書並に参考資料蒐集の状態

斯くの如くして蒐められた報告書の中、他府縣の分と報告内容の無價値なるものを除いて九十四部を得た。而も尙此の中重
複せるものもあるので實際の調査寺子屋數は六十六箇所である。今それを表示すれば次の如くである。

寺 子 屋 所 在 地 (現在の名稱)	寺 子 屋 名 稱	報 告 者 姓 名
師 五 姓 名	寺 子 屋 報 告 者 姓 名	報 告 者 現 住 所
浦和市太田塙	星 野 順 榮 氏	行 弘 寺 塙 星 野 泰 丸 氏
	浦和市太田塙	浦和市太田塙

川越市脇田西町
蓑輪粗延氏

長松園
高澤粗延氏

長谷川丑松氏

川越市脇田西町
田きよ氏

能谷市宿横町
石村廓粗延氏

大蓮寺
高澤粗延氏

川越市江戸町
田きよ氏

北足立郡上平村上村
深山富藏氏

北足立郡上平村上村
山幹三郎氏

熊谷市下市原
北足立郡上平村上村
澤良吉氏

同白志木町中野
藤林某氏

坂田本學院
中静氏

常福寺
澤良吉氏

同石下戸田直
中慎氏

坂田本學院
福寺

北足立郡上平村坂田
木和助氏

牛山鬼之次郎氏

東福寺

北足立郡蕨町蕨

同草加町住吉町
牛山鬼之次郎氏

須田七郎兵衛氏

北足立郡草加町住吉町
麗時次郎氏

入間郡高麗村榎木
高麗修道氏

東福寺

北足立郡草加町住吉町
麗時次郎氏

同元狹山村
高麗修道氏

須田七郎兵衛氏

北足立郡草加町住吉町
麗時次郎氏

同今福村
高麗修道氏

須田七郎兵衛氏

北足立郡草加町住吉町
麗時次郎氏

新堀周觀氏

大照寺手習所

入間郡高麗村新堀秀法氏

同山口房次郎氏

入間郡高麗村新堀秀法氏

入間郡元狹山村
栗原かや氏

七

沿革史
35

明治34

八

同 大家村森戸 小手指村北野

藤野宇一氏

澤田新五郎氏 北廣堂

粕谷助八氏

澤山崎次郎衛門氏 入間、藤澤村下藤澤

入間、大家村森戸

高階村氷川神社脇 柴田膳久氏

柴田膳久氏

川角村川角 訊告者(當時住所) 小室塾(玉林寺)

小室塾(玉林寺)

杉山儀順氏 勝光寺

勝光寺

田島佑徳氏 鈴木藤藏氏

鈴木藤藏氏

比企郡松山町 柴田膳助氏

柴田膳助氏

菅谷村鎌形 杉田玄英氏

菅谷村鎌形

西吉見村和名 柏原太郎氏

西吉見村和名

同 西吉見村和名 柏原太郎氏

西吉見村和名

小川町大塚 黒澤定齋氏

小川町大塚

同 小川町大塚 黒澤定齋氏

小川町大塚

同 野上村野上 中林得常氏

野上村野上

同 兩神村藩穴部 出浦一郎左衛門氏

兩神村藩穴部

同 大河原村安戸 同

大河原村安戸

出浦一郎左衛門氏

大河原村安戸

高田浅次郎氏

高田浅次郎氏

比企、菅谷村鎌形

比企、菅谷村鎌形

平岡ス氏

平岡ス氏

小林市太郎氏

小林市太郎氏

大塚伸太郎氏

大塚伸太郎氏

江龜三郎氏

江龜三郎氏

口野氏

口野氏

水嶋氏

水嶋氏

木比企氏

木比企氏

藤助氏

藤助氏

入間、水富村上廣瀬

入間、水富村上廣瀬

入間、大家村森戸

入間、大家村森戸

宮崎有元氏

宮崎犬丸氏

高木五郎氏

同三田川村栗尾近藤嘉重氏

猪野武三郎氏

秩父、大河原村安戶

中川村上田野飛沼三上龜吉郎氏

秩父、三田川村飯田

大里、明戶村堀米

同兩神村野卷權頭七右衛門氏

權頭もと氏

兒玉郡松久村甘粕塚越壽命藏氏

塚越驚太郎氏

兒玉、松久村甘粕

賀美村勅使河原大木善兵衛氏

大木臺三郎氏

兒玉、賀美村勅使河原

同本庄町仲町塚越壽命藏氏

塚越驚太郎氏

兒玉、本庄町官本町

同松本良次郎氏

橋本太郎氏

兒玉、本庄町官本町

同本庄町仲町村田廣次郎氏

元廣堂

橋本太郎氏

同藤田村宮戸金井桂園氏

金井總平氏

兒玉、藤田村宮戸

同藤田村瀧瀬戸塚彦衛門氏

大野八郎氏

大里、花園村武藏野

(舊名稱)武藏國那賀郡秋山村根岸茂兵衛門氏

根岸辰平氏

兒玉、秋平村

同秋山兵右衛門氏

村田市太郎氏

大里大麻生村廣瀬

同明戶村新井根岸義照氏

金井力三郎氏

鶴田三代吉氏

同明戶村新井根岸義運氏

高木新五郎氏

熊谷市上石原

同明戶村新井根岸義照氏

泉重院

大里、明戶村堀米

同明戶村新井根岸義運氏

寺堂

大里、明戶村堀米

同明戶村新井根岸義運氏

高木新五郎氏

大里、明戶村堀米

同明戶村新井根岸義運氏

寺堂

大里、明戶村堀米

同明戶村新井根岸義運氏

高木新五郎氏

大里、明戶村堀米

大里、新會村成塚

同 高 御正村御正新田
橋 快 正氏

淨 安 寺
高 田 逸 藏氏

大里、御正村御正新田
石 川 政 四 郎氏

大里、御正村御正新田
藏 氏

同 新 中瀬村川岸
井 乘 和 忽氏

吉 祥 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村川岸
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村川岸
藏 氏

同 良 堤 和 尚 忽氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 河 中瀬村
飯 田 采 風氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 植 中瀬村
稻 田 采 風氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 飯 中瀬村
野 田 采 風氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 植 中瀬村
稻 田 采 風氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 植 中瀬村
稻 田 采 風氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 齋 中條村今井
藤 七 五 郎氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 稲 中條村今井
卷 五 郎 兵 衛 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 大 中條村今井
木 柳 眠 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 森 左 芳 院 墓
齋 藤 文 藏 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 森 左 芳 院 墓
齋 藤 文 藏 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 森 左 芳 院 墓
齋 藤 文 藏 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 森 左 芳 院 墓
齋 藤 文 藏 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 森 左 芳 院 墓
齋 藤 文 藏 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

同 森 左 芳 院 墓
齋 藤 文 藏 氏

觀 普 寺
淨 安 寺

大里、中瀬村伊勢島
石 川 政 四 郎氏

大里、中瀬村伊勢島
藏 氏

岡 東 津 治 氏

榎 本 左 平 治 氏

同 太田村眞名板
齋 藤 文 藏 氏同 中條村中條
森 左 芳 院 墓同 不動岡町
大 木 柳 眠 氏同 中條村今井
稻 卷 兵 衛 氏同 中條村今井
齋 藤 七 五 郎氏同 中條村今井
稻 卷 兵 衛 氏同 中條村今井
齋 藤 七 五 郎氏同 中條村今井
稻 卷 兵 衛 氏同 中條村今井
齋 藤 七 五 郎氏同 中條村今井
稻 卷 兵 衛 氏同 中條村今井
齋 藤 七 五 郎氏同 中條村今井
稻 卷 兵 衛 氏同 中條村今井
齋 藤 七 五 郎氏同 中條村今井
稻 卷 兵 衛 氏同 中條村今井
齋 藤 七 五 郎氏同 大越村長竹
岡 東 津 治 氏同 大越村前田
北埼 大越村前田同 大越村前田
北埼 大越村前田

一三

同 志多見村 輕 子 六 郎 氏 龍生學校 小 貫 忠 之 助 氏
 同 忍町佐間 桃 木 澤 某 氏 妙音寺 小川村 吉 氏
 同 星宮村河上 鈴 石川音次郎氏 道 氏 淨泉寺 吉田貞助氏
 同 境玉村 植田嘉右衛門氏 玉松堂家塾 北埼、北河原村
 同 下忍村(報告者當時住所) 石川英信氏 地藏堂 松村
 同 本寺 矢島光藏氏 静泉堂 福島福太郎氏 清氏
 南埼玉郡内牧 矢島芦丸氏 南藏院 福島福太郎氏
 井倉教如氏 容德館 齋藤七左衛門氏
 野田敬夫氏 唐茅屋 町田理 吉氏
 井倉龍海氏 南埼、岩槻町太田
 田中左門七氏 南埼、岩槻町太田
 同 岩槻町市宿 町田理 吉氏
 同 鷺宮町上内 田中左門七氏
 同 岩槻町林道 田中左門七氏
 同 小林村 島田周太郎氏 長谷川庄八氏
 同 和土村黒谷 鈴木吉藏氏 當間造酒松氏
 同 豊春村上蟻田 島田周太郎氏 濱野八氏
 同 和土村黒谷 鈴木吉藏氏 南埼、豊春村上蟻田
 同 和土村黒谷 鈴木吉藏氏 南埼、和土村黒谷

東京市荒川區日暮里

同 豊春村上蟻田 野田敬夫氏 如氏 容德館
 同 岩槻町林道 田中左門七氏 田中左門七氏
 同 小林村 島田周太郎氏 唐茅屋
 同 和土村黒谷 鈴木吉藏氏 町田理
 同 豊春村上蟻田 田中左門七氏 南埼、岩槻町太田
 同 和土村黒谷 鈴木吉藏氏 南埼、小林村大上
 同 和土村黒谷 濱野八氏 當間造酒松氏
 同 和土村黒谷 鈴木吉藏氏 南埼、和土村黒谷

次に蒐集せられた参考資料は左の如くである。

一六

寄贈品目

寄贈者住所

氏名

一、文庫並に硯各一個
二、教科書（習字手本並に讀本）

比企郡菖谷村大字鎌形

宮野彌三郎氏

御鷹場證文並新箇條之事

北足立郡大宮町

幡助宿秀氏

手本、名頭字、通稱名字歌

入間郡霞ヶ關村

小林市太郎氏

手本、澤田證文類

入間郡藤澤村

新堀助法氏

中仙道往來、自遣往來

比企郡高麗川村

新堀助法氏

手本四、庭訓往來二

比企郡菖谷村大字鎌形

新堀助法氏

好文古狀揃滿字、消息往來

比企郡西吉見村

新堀助法氏

證註大成

比企郡西吉見村

新堀助法氏

四書章句、實語教、智慧の環

比企郡西吉見村

新堀助法氏

庭訓往來、古狀揃

比企郡西吉見村

新堀助法氏

古狀揃、庭訓往來

比企郡吉見村

新堀助法氏

消息往來

比企郡吉見村

新堀助法氏

延壽庭訓往來、御成敗式日

比企郡吉見村

新堀助法氏

女今川千代見種

比企郡吉見村

新堀助法氏

消息往來、庭訓往來、唐詩選

比企郡花園村

新堀助法氏

新古字集、商賣往來、古文真寶

比企郡花園村

新堀助法氏

伊勢大神宮御利生記

比企郡花園村

新堀助法氏

大日本國盡

大里郡中瀬村

石川政四郎氏

假名付百姓往來、實語教

大里郡中瀬村

石川政四郎氏

延壽庭訓往來、御成敗式日

同

同

女今川千代見種

同

同

消息往來、庭訓往來、唐詩選

大里郡花園村

同

新古字集、商賣往來、古文真寶

大里郡花園村

同

伊勢大神宮御利生記

大里郡花園村

同

大日本國盡

大里郡下忍村

同

商賣往來、御手本（いろは）

南埼玉郡三田ヶ谷村

同

實語教童子教精注鈔、村名

南埼玉郡岩槻町

同

諸用書

同

同

斯くて明にせられた本縣寺子屋教育の状況をその調査項目別に概括すれば次の如くである。（但し此の中諸所に摘出せられた一覽表は、報告書中に記載なき部分ある爲に總計數が各項目相互に一致せざるものあるに至つたことを了解せられ度い。）

三、調査の結果明にせられたる本縣寺子屋教育の状況

1. 寺子屋の名稱

多くは特定の名稱を有たず、何々寺とか（寺院に於て行はれたる場合）、何々の御師匠さんの家とか呼んで居たものである。然し中には何々堂、何々院、何々園、何々館、何々屋、何々手習所等の名稱もあつて一定の呼び方とては無かつた。例へば前掲の元廣堂、坂田本學院、長松園、容徳館、唐茅屋、大照寺手習所の如く特に名稱を附した所もあつた。名稱を有したものゝ割合は寺院の名稱を加へて半數に達しないと思はれる。

2. 師匠の身分

經營者には庶民階級の者最も多く約四割二分を占めて居る。而して是等の人々も多くは地方の有識者として尊敬せられた人達で中にも名主が特に多い。之に依て當時の師匠に對する畏敬の程が窺はれると共に地方文化の上層に在る階級が自ら進んで地方人士の教養に當つた事が推察せられる。次に僧侶は約二割六分を占め各其の寺院に依て寺子の教育に當つた。次で武士、浪人、醫者、神官といふ順序になる。中には修驗者もあつて今日の如く教育の様式が割一的に行はれず、寺子は各異つた師風の下に訓陶を受けて育つたものと考へられる。

3. 寺子の數

一般に男女併せて四五十人迄の處最も多く十名内外の少數の所も諸所に在つた、又稀には百人内外の寺子を收容した所もある。その大なるものを舉ぐれば、齋藤七五郎氏の經營にかかる北埼玉郡彌勒村の寺子屋に於ては寺子男兒約百名、女兒約十名を收容した。又北足立郡上平村字上村に寺久保氏の經營にかかるものでは寺子約百名、そのうち女兒約十名、大里郡大麻生村字廣瀬に名主秋山兵右衛門氏の經營にかかる寺子屋では寺子約百名、その中女兒約十名、秩父郡野上村大字本野上に中林作太郎氏の經營にかかる「おのや」なる寺子屋は天保十年頃の創立にかかるものであるが男兒約百二十名、女兒約二十名と報せられて居る。又南埼玉郡内牧村に矢島吉丸氏の經營せられた寺子屋南藏院は男兒約百名女兒僅か二名、北埼玉郡原道村彌兵衛

横手なる石川英信氏の經營による地藏堂は男兒約百五十名、女兒約四十名を收容し、當時武藏國埼玉村野なる名主植田嘉右衛門氏並に植田晋次郎氏の經營にかかる玉松堂家塾の如きは百名を收容したと報ぜられて居る。

一般に女兒は男兒に比して著しく就學率劣り、多い所で三十名位であつて全然女兒を缺いた所も可成り多い。寺子の數を平均すれば一箇所當り三四十名となる。然し中には前記北埼玉郡埼玉村の玉松堂家塾の如く申込多數に上り、百名を限り寺入りを許可した所のあるのを見れば所に依つて寺子屋教育の頗る盛んな地方があつた事が察せられる。

4. 就學率

就學率は地方的差別甚だしく、寺子屋所在地附近の兒童の一割内外がその教育を受けたと報ぜらるゝもの最も多く次に二割のもの三割のものと率を高むるに隨つて頻數を減じて居る。又時代に依る變動も可なりあるが、特に維新の大業成らむとする頃は海内物情騒然として人心惄々たるため平溫なる寺子屋教育も漸く衰微の相を現はしたと報ぜられて居る。

5. 教科目

一般には習字と讀書を教へたのである。之に算數を加へた所も相當の數に上つて居る。習字だけを教授した所や、反對に讀み書きの外に作法、俳句、作文、生花、點茶等を加へて四科目も五科目も教へた所があるが是等は稀に見るに過ぎない。所に依つては特に宗教或は人倫に關する説話をなし、今日の所謂宗教教育乃至は修身教育を行つた所も可なりあつた。かかる場合其の説話の内容が神儒佛の教を中心として居た事は勿論である。又師匠に依つては剣道を授けた所もあつた。

6. 習字の手本

師匠の任務の最大なるものは習字の手本を自書して與へることであつた。尤も當時印刷せられた往來物も澤山用ひられたけれども所謂御手本と稱する形式のものは師匠の自筆に依つたものである。習字の手本として使用せられたものを擧げると、「い」るは「村名」名頭」等は殆ど凡ての寺子屋が使用したものである。又大半は「國盡」「消息往來」「千字文」等を教へて居り數字、片

假名等を教へた所も相當にある。今は等手本として使用せられたものを一覽表を以て示せば次の如くなる。

手本の名稱	同手本を使用せる寺子屋の數
い ろ	六六
村	六六
國	四六
消	四八
息	三二
往	二〇
來	一六
文	一〇
字	一〇
盡	一〇
名	一〇
頭	一〇
盡	一〇
名	一〇

7. 習字成績の評語

官用文字が御家流であつたので庶民は多くこの流儀を習つたのであるが士人僧侶の間では、唐様と稱して支那風の文字を習つたものである。此の唐様の内、米庵、菱湖、瀧澤、溝口、寺澤などの諸流が行はれて居た。

評語には上中下の語を用ひたものが最も多い。天地人、◎○、等も相當に多く用ひられて居る。中には花型(梅其他)を使用

した所もある。よいものを表す語には前掲の外に美、見事、よろし等あり、悪い方は朱にて直し或は「ぬけ字違ひ字數知れず候」等の語が書き込まれた。或は又成績の順位に貼り出し、最も優秀なものを神棚に最も近く掲げた所もあつた。今蒐められた評語の種類を擧げると次の如くなる。

天地人、三三一、◎〇、大極上、極上、中出來、上中下、「かしくあげ申す、上げ申す、上げきん」、松竹梅、是等は三つに品等を別けたものであるが二つに別けたものには美可、上り一、甲乙、「天狗様、梅の花」、一等二等、五點三點、〇一「ぬけ字御座無候、ぬけ字違字かずしれず候」、美事、よろし「美、可等があり、一種のものには〇、のし、上々等がある。此他花形の使用も相當に行はれた。

9. 讀書の教科書

讀書の教科書としては實語教、四書、五經等が一般に行はれ、其他孝經、童子教、童蒙教訓も可なり廣く行はれて居た。中には日本外史、十八史略等を用ひた所あり、其他御成敗式目を加へた所、古事記を加へた所もあり是等の異相によつて各師匠の人物とその教養の傾向が窺はれて興味深きものがある。蓋し習字の手本は寺子にとつては同時に讀書の教科書となつたものであるから前記習字の手本に依て讀書の力を養つた事は勿論である。従つて今特に多く讀書の教科書として使用せられたものを擧げると次の如くなる。

同教科書使用寺子屋敷

教科書名	四書	六三
實語教	三一	三一
今川	二八	二一
庭訓往來	九	九

此の外童子教八、女大學五、日本外史四、等は比較的多く用ひられたものと見て差支無い。所に依ては十八史略、國史略等を加へた所もあり。御成敗式目、古事記等も用ひられたことは前述の通りである。

10. 教授の進度と就學の期間

進度には一定の規程なく寺子自身の固有の學習進度に随つてずん／＼課程を進んだものが大多數であつた。蓋し多くは一堂に寺子を集めて個人指導を中心としたのであるから勢ひその進歩の度が不揃ひにならざるを得なかつた。又義務教育に非ざる點よりして出缺席の状態も不揃ひであり寺入りの機会も今日に比して著く不揃ひである。斯る點より一齊教授の一般に困難であった。今日の小學校教育に比すれば學習事項が單調であり、教授法も進んで居ない。随つてまたそれ丈け寺子の學習には興味の持たれる分野が少なかつた。斯くの如き狀態であつたから進級にも一定の期を定めず、又修業年限も限定せられて居ない。尤も數ある寺子屋の中には學年別の組織をもつた所もあるがその數は極小數である。従つて一ヶ年以内に業を廢した者もあり、中には十ヶ年近くも通つた者も居る。而して多くの者は大體三四年でその教育を終つたものと見られる。

寺子の學習進度の上に大體の標準を立てたものには毎週清書一枚の如きがあり、學習の順序は易より難に進むは論を待たないが、今その例を示すと次の如きものがある。

手習の順序

- 一、いろは、名頭、村名、庭訓往來、商賣往來
- 一、いろは、名頭、村名、今川、消息往來

一、數字、いろは、名頭、村名、消息往來、庭訓往來

右の如く習子は初めに大字を習ひ細字の練習に移つて行つた。

讀書の學習順序

一、實語教、今川、庭訓往來、大學、中庸

一、三字經、孝經、大學、中庸、論語、孟子

一、實語教、童子教、今川、庭訓往來、孝經、四書、五經、文選、左氏傳

11 始業時間並に終業時間

始業時間

朝の五ツ（只今の午前八時）に始まるものが大多數を占めて居たがそれも今日の様に厳格には行はれなかつた。中には朝食後何時にも登校すべしと云ふことになつて居た所もあり、夏には特に朝早く行つて習ふ朝習ひをした所もあつた。早い所では朝五ツ半（午前七時）或は明六ツ（午前六時）といふ所もないではない。

終業時間

夕の七ツ（午後四時）のものが大多數である。早い所は晝過ぎで終り、遅い所は暮六ツ（午後六時）頃に終つて居る。當時計を有する家は千軒に一軒もあるかなきかの有様で（報告者小林市太郎翁談）正確なる時間の恪守といふことは困難であつた。小林翁の學ばれた寺子屋では、時計の代りに鶏舎に飼はれた鶏が鶏舎に上る時を待つて寺子を退散せしめたとのことである。但し當時の鶏は純日本鶏で時間的に頗る正確な周期的生活を毎日營んだとのことである。而して時に師匠不在のことであると子供等は早く歸宅したさに庭に出で鶏を追ひ廻し遂に鶏舎に追ひ上げ、以て退散歸宅の口實として歸つて行つたとの話であるが今も昔も子供の心理に變りがない。

12 學科以外の行事

五節句、天神祭（毎月二十五日）、町村の鎮守祭等が行はれた日に寺子が手習を休んだ所は過半數に上つて居るが年中無休日とした所もある。又休日を定めず随時休業をした所もある。又春の花見其他四季折々の遠足も師匠の方針に依て行はれた所と全然行はれなかつた所がある。

13 授業の有様管理の状態

教授は個別教授であつて寺子が交替に師匠の前へ出でては教を受け、自席に歸り來つて自習をする。兄弟子や代教はその指導、補助に任じて居た。

全體の管理は師匠が行つて居たが師匠の外に助教が置かれ或は世話役、兄弟子があつてその管理を助けて居た。師匠不在の時は是等の者が管理に當つたけれども又家人が師匠の代理をつとめた所もある。又平常は寺子の中の優良兒又は代教等に教授乃至指導をなさしめ、師匠は日を定めて直接に教授した所もある。出缺席には出席簿を使用した所と全然使用しなかつた所とがあつて一定しない。

時限を定めるためには線香を使用し、午前中線香四本、そのうち二本は手習、二本は休憩、即ち最初の一便是習字、次の一本は休憩といふ風に仕組んだ所がある。更に少數の寺子屋に於ては炊事より雜事に至る迄寺子に命じたことが報ぜられて居る。

14 提書並に訓育方針

約半數は提書を定めて居た様である。先づその例を擧げると
しやべらずに習へ。

世に四恩あり、君恩第一、師恩、父母、佛恩。

親孝行、六尺去つて師の影を踏ます。

服従、誠實、勤勉。

正しい行をせよ。

氣は長く、心大きく、勉めは堅く、口は小さく。

の如きがある。訓育方針は師匠各自の考へによつて定められた故これを表現する提書も種々様々のものがあり今日の如く統一する所がない。神官は神道に基き、僧侶は佛教の教理に據り、儒家は又それぞれの流れに據つて訓育の方針を立てた。緩嚴の度は人に依るが一般に厳格の方が尊ばれた。こゝに注意すべきことは本縣には所謂天領地域が多かつた爲諸大名の領地に見らるゝ如き藩風なるものが見られないことである。師匠となつた者には江戸に遊學して歸郷後寺子屋經營に當つた者多く、随つて多くは江戸の寺子屋に習つて經營乃至教授をしたものと考へられる。他の或地方の如く厳格な藩風が一國內に涉つて強く影響したるが如きものを見ない。たゞ少數の城下町には幾分その影響と目すべきものが見られるが大番の地でなかつた本縣としては、斯くの如きが當然ではが延いて寺子屋教育に反映し、訓育方針に地方的特色と呼ぶべきものが稀薄であつたと云ふことが出来る。此等訓育の點に就ては次の賞罰の項と合せ考へると一層興味深いものがある。

15 賞 罰

賞

所に依つて種々様々な方法が行はれて居る。天神講の時全兒童を師家に集合し、最優秀なる者に賞詞並に賞品を與へ、且食事に招待して馳走をした所もある。或は平生書方のよい者に對してはその手跡を貼り出し、又は早退を許して居る。又好成績者、無缺席者、勤勉家等感心な寺子には、だんごや筆、紙等を賞として與へ、以て學習の獎勵に努めて居る。

罰

寺子屋時代の罰は一般に重く厳しいものであつて厳格な師匠は反て父兄に喜ばれた。輕度の悪戯に對しては説諭を加へたが一般に嚴罰を以て訓陶して居る。最も普通的に行はれた罰は兒童に線香を持たせて消えるまで立たせて置いたり、水を容れた器を持つて立たせたりした。其他師匠が棒を以て叩き或は机を負はせ又は文庫を持たせたまゝ立たせ或は辨當を食せしめず、押入れに入れる（寺では本堂の暗き所）、下駄番をさせる、放課後の留め置きをなす、父兄宛の注意状を持たせて歸す等種々なる方法を以て兒童の操行の矯正に力めた。若し餘りに甚しい行爲があつて在學せしめ難い場合には「文庫を背負はせる」と稱して寺子に文庫を負はせて歸宅せしめ以て退學を命じた。かゝる場合には親より近所の「託り役」に依頼し親の代理として師匠に詫を入れ引續いて在學せしめられんことを願つたりして居る。今賞罰の種類を一覽表に示せば次の如くなる。

賞

賞詞を賜ふ。

賞品を賜ふ（筆、硯、紙、だんご等）。

毎年正月二十五日の天神講に際し師家に招待して馳走す。

早退許可。

良き習字を貼り出す。

罰

机を負はせ立たせて置く。

文庫を負はせ立たせて置く。

水又は煮え湯を容器に容れ持たせたまゝ立たせて置く（場合によつては之を机を積み重ねた上で行ふ）。

線香が燃え盡すまで持つて立たせる。(又は之を机の上で行ふ)。

本尊様の暗い所へ入れる(寺)。

机の下へ一日入れて置く。

棒を背負はせる。

放課後留置きをなす。

辨當を食せしめない。

師家の仕事を命ず。

框に手をかけ背延びをさせて置く。

棒で叩く。

當番をさせらる。

縛り上げる。

井戸へ下げる。

下駄番をさせる。

顔をつめる。

退學を命ず。

16 寺子の遊戯

當時寺子屋には今日の學校に見らるゝ如き運動場がない。たゞ師家の庭や附近の山野を遊び場としたものである。遊戯の種類は左記の通りであった。之に依つて當時の兒童の遊戯の一般が窺へる。但し遊戯は季節の關係、地方民の生活様式乃至社會階級、男女の性別に依つて種々に變化するものであることは注意し置く可きことである。

鬼ごっこ。かくれんぼ。將棋さし。草かくし。ゆらさん。中の中のこんぼうす。散歩。山遊び。河原遊び。十六武藏。水泳
たこあげ。かるた遊び。角力。弓。劍術。竹馬。獨樂遊び。根木打ち。まりつき。羽根つき。おはじき。着せ替え人形。御手
玉等。

17 寺入りの年齢及び時期

寺入りには何歳と一定した年齢が無い。然しあくは七歳以後に寺入りをして居る。五、六歳或は十三、四歳に寺入りをした人もある。寺入りの時期に就ては、隨時寺入りを許可した所が多い。之は教育が個人指導に依る所から容易に行はれる事柄である。時期の一一定した所では正月、二月が最も多い。即ち一般に年の始めが寺入りの時期とせられた。その次には三月。四月。六月。十月といふ時で其他の月には餘り見られない。

18 師匠と兒童との關係

一般に師匠は頗る畏敬せられて居た。之は獨り寺子からの畏敬ばかりでない、一般社會に尊師の美風が行はれて居たのが寺子の生活に反映したものである。中には親密さを缺いたものもあつたが多くは親密でその中に自ら師弟間の嚴肅味が保たれて居た。子弟は夜就寝の際師家のある方向には足を向けなかつたとの報告があり、又寺子屋で學習の際師匠が不在の折もその空席に向つて在席時と同様敬禮をした所もある「六尺去て師の影を踏まず」の語はよく此の間の消息を物語て居る。

又師匠と父兄との關係に就て一言すれば、父兄はよく師匠を信頼してその子の教育を托し、禮儀を厚くして時折子女と共に師家を訪れて贈物をなし、或は又師を自宅に招じて饗應する者もあつた。

19 寺入當時の束修品目

是には規程といふ程判然したものは無かつたが金錢一朱又は二朱を納めるか、或は酒一升又は赤飯、砂糖等を納めた。勿論規程のなかつた時代であるから、之も身分に応じてその額が高下して居る。而して寺子達への仲間入りとして先輩寺子達に筆

煎豆、菓子等を配ることを例とした所もあつたやうである。寺入りの時に自分の机と文庫とを寺子屋へ運んだ事は全國の習慣と同様である。之に就ての一覽表は次の如くである。

師家への贈物	報告數
酒一升	二
酒一樽	三
赤飯其他の食物	
酒と赤飯	
廣紙二帖	
米一俵	
菓子砂糖	
うどん粉	
金錢(一朱又は二朱)	
仲間入りとしての贈物	
筆子	
大豆煎り	
大豆煎り	
金錢各一錢	一七
天保錢各五枚(但年始には手拭を添ふ)	一九
野菜其他	一
重詰	
麥粉二升	
米二升	
秋上り	
夏上り	
五節句と歳暮	
五節句	
年始、節句、歳暮	
品目と其の額又は数量	

20 謝儀の品目並に納入の額及時機

一定の金額を定めて納入せしめた所は稀で、多くは任意に而も隨時父兄より金錢や物品、食物(穀類、野菜等)の類を持参したが益と歳暮と五節句には各々の身分に應じて金錢を持參した者が最も多數である。納入の時機としては五節句と歳暮が多い。然し一切金錢を受理しなかつた師匠もあり、反対に青銅百文内外の月謝をとつた所もある。其他疊料、炭料として納金せしめた所もある。然し之等は少數の寺子屋であつて多くは師家の負擔する所であつた。是等の報告の内容が甚しく區々に分れ同様の報告が殆どない有様なので一一ことに掲げる煩を避けることとするが、今その數例を摘出して示せば次の如くである。

納入の時機	品目と其の額又は数量
年始、節句、歳暮	金錢各一錢
節句	天保錢各五枚(但年始には手拭を添ふ)
五節句と歳暮	野菜其他
五節句	重詰
夏上り	麥粉二升
秋上り	米二升
毎月二十五日(月謝)	青銅二百文

といふ有様で一切おさめずと報ぜられたものは數箇所に過ぎなかつた。

21 報告者の感想

報告者の感想はその主觀と環境の差から甚しく相違して居るが、共通點と見らるべき點を擧げると次の如くである。即ち當時は個人教授が行はれ而も師匠と寺子は各々自發的に教育を受け或は受けたのであつて、師匠の側からすれば自分の生活問題

に拘泥することなく思ふまゝに子弟を訓陶したのである。寺子は多く生活に窮しない家庭の子女であつて寺子屋教育を受けなかつた他の児童に對しては一種の誇りを感じて居たといふことである。かかる自發的精神から結合した社會が寺子屋であつた故でもあらうか、師弟の間には嚴肅の裡に自ら厚い情意が働き、規則に依て勤くといふ様なことが少かつたとの事である。中には寺子達が成人の後協力して恩師の碑を建立した者もある。尤も當時の教育はその文化内容が鎖國時代のものであり、教育上の設備が今日に比して著く不完全であり、且又今日の如く取扱ひ方が劃一的でなかつたから色々な意味に於て幼稚且不充分な點が多かつた。而してこゝに注意すべきことは多くの報告者が當時の教育が、精神教育乃至人格教育を教育の主要任務なりとして行はれた點を讃美して居られる事である。中には師匠の人格を通して敬神崇祖、信仰の精神が児童に傳へられた點は今日の遠く及ばない所であるとして慨嘆して居らるゝ人士もある。

次に感想のうち、相互相容れない反対のものを擧げると次の様なものがある。即ち一方の報告者は寺子屋を徒に窮屈な所。恐い所と考へたと報せられて居ると思ふと、他方では寺子屋通ひを頗る樂みとしたと報せられて居る。又出席席の取締が緩かであつた所から家事の閑な折々のみ出席したので五年、六年通つても上達が遅々として進まなかつたと慨嘆して居られる向きがあるかと思ふと反対にまた個人指導が徹底して居たから、上達の速さが今日の教育を凌いで居たと賞讃して居られる向もつて全く様々な感想が何れも昔を懷しむ故老の胸中に展開されて居る。

四、結語

以上は本調査の各項目を概括したものであるが、調査の方法に關しては乙竹岩造博士著「日本庶民教育史」に教へらるゝ所が多かつた。又前述の概況も同書、「中卷第二章關東地方、第三節埼玉縣」と併せ讀まるゝ時は彼此相補ひその理解を助くること大なりと信する。

元來埼玉縣は徳川幕府により幕府直轄の地が多かつた爲他の諸藩の領内に見るが如き特殊なる藩風、氣風、教育等の影響を見る事が出来ない。之が延いて今日に於ける本縣の縣民性にまで根強い影響を與へて居る。例へば徳川時代の大藩の地に尊重せられた武士氣質、禮儀を重じ、丁重なる言語を用ひ、師を尊び、強い愛郷心をば藩を中心として養ふ等のことが餘り見られない。中には忍町、川越市、寄居町の如く往時の城下町の遺風の存する所もあるが、是とて廣く一般縣民性にまで感化を及ぼす程の陶冶力を持つて居なかつた。前にも述べた如く本縣の寺子屋師匠には當時江戸に出て書讀の修業を了へた者多く、師匠の多くが庶民であつたことも注目に値する。當時江戸に於ては寺子屋教育頗る盛であつたが、その風は本縣にも及んで本縣の寺子屋教育は爲に比較的によく普及して居るのを見る。他府縣に見る如き藩侯の特殊なる興學政策の如きものなきに關らず斯くの如き好成績を示して居るのは本縣が全く江戸に近く就學の志ある者にとつて、地理的に便宜の多かつた事が大なる理由の一つと考へられる。一報告者の談によれば一村中の一字の中にも四ヶ所も、五ヶ所も寺子屋が存在して居たといふ事である。又大里郡市田村の寺子屋教育に關して次の如き報告を得た。即ち「維新の前後約二十有餘年を通じて大字小泉、常永寺には當時德識家として稱揚せられたる住職、高橋快正なる者ありて村内子弟の教養につとめ而て之を中樞として南部には大字沼黒に大河原孟賀氏、大字高本には徳永豊洲氏（吉見村根岸友山の養子なりと）等のありて主として中郷方面の子弟を教導せしあり、或は大字平島には金井忠圓氏、吉岡村大字萬吉には田村秀音氏及び其の二子英乘、秀衍等ありて村内西部の學徒に教ふるあり、其の他各大字内の篤志名望家の指導の任に當れる者等ありき。斯くして明治六年の學校創立に及べり」とあり以てその一班が窺はれる。明治五年學制發布以來寺子屋が廢止せられた事は衆知の事であるが、而も尙その命脈の流れ流れて寺子屋教育が本縣初等教育の礎石をなした事情は我國一般の情勢とその軌を一にして居る。

斯くて寺子屋教育が現時の教育に比して幾多の缺陷を有したに關らず、尙多くの學ぶべき點のあることを我々は銘記せねばならぬ。我が國の文化が今や他國のそれへの追隨を棄てて自主的文化の時代に入らむとする今日、我々は茲に我國本來の教育

の面目を發揮すべき機運に際會して居る。こゝに本邦獨自の發達を遂げた寺子屋教育に學ぶべきものを求むれば第一、人格主義の教育、第二、經營の自主、第三、教科の統合を擧げることが出来る。

第一 人格主義の教育

師たる者的人格に待つて始めて人格陶冶の可能なることを現代人は承知し乍らも、その教育の實際は之に背馳する所の多いことは既に教育の方に深く反省すべきものゝあることを證して居る。此點に關して寺子屋には多く師風が生きて居たと云へる。彼等師匠の多くが神儒佛三教の何れかを信奉して居た事は、當時の學問なるものが是等に就ての研究を主とした事に依るものであつて、學的精神とは國學者にとつては國史を究めて皇道を發揚することであり、儒家にとつては修身治國の道を究めることであり、佛家にとつては正覺成佛の道を修めることであつた。隨て何れも人格の完成を外にして、學問はその意義を失ふことゝなる。實學の風が稍興りかけては居たが、何と云つても人格陶冶が教育の中心に働いて居た。かくて明治維新の志士を生み皇國大飛躍の重任を負ふ雄猛心を若き人々の胸中に培はしめたのである。明治以後の思潮は歐化して自由民權の聲喧く學問は地位と財との獲得手段とせられ來り、教育も亦かかる觀念をその指導理念とするに至つた。かくて教育の精神は「天道乃至人道の發揮」に替ふるに所謂「出世」をその目標とするに至つた。於是効利主義世界觀は更にその缺陷を示し來り遂に吾人が我等大和民族本來の生活理想を反省すると共に私等日本人獨自の教育方法を深く反省すべき機運となつた。過る昭和六年十月三十日教育者に賜りたる勅語

健全ナル國民ノ養成ハニ師表タルモノノ德化ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ

を拜する時、吾々は維新以前の寺子屋教育に發揮せられた人格主義教育の長所を三思せずには居られない。

第二 經營の自主

前に述べた如く當時の師匠の多くが地方文化の上層階級即ち名主、僧侶、武士等の學識ある者であつた爲自ら世人の尊敬の

的となり、而も經濟的には多くは授業料の徵集を行はず全く地方教化に對する熱心なる自發的精神より之を行つた。而て又その經營は行政家の手を離れて自由に行はれ就學者亦自發的に教を求めたのであるから、師弟の關係は全く自由の結合であつた。自由の結合はやがて人格の赤裸々なる交渉となり、教師の怒りも、笑ひも、悲みも凡て人格の率直なる表現となり、陶冶力となる。之に接する子弟も純に之を受け容れて教養せられて行く。そこには教師に對する經濟的壓迫から来る種々なる悲慘事が起らない。自主的經營の利點はこゝに在る。尤も之はその設備に殆どその費用を要しない時代のことであるから今日之に倣ふことの不可能なるは云ふまでもない。唯近年試みられつゝある新教育の求むる長所の一端がこゝに實施せられて居る。而て之に伴ふて數々べき著しき現象は尊師の美風である。一郷に學徳の秀でたる人士が郷統を教化しやうとする誠意が感謝と尊敬の念を以て報ひられるのは當然のことである。然も斯くあるべき今日の教育界が必ずしも然らざる事實は又茲に考ふべき問題を我々に提供する。

第三 教科目の統合

教育の根本を貫く精神が前述の如くであつたから。書讀を中心とする寺子屋教育が人格主義を以てその教科内容を統一して居たことは争ふ餘地が無い。現今の教育界が教科目統合の必要を叫び乍らもその歸する所定まらざるとは大いにその趣を異にして居る。此の事は文化範域の社會的中心が定まれば自ら解決される問題であつて古くギリシャ（殊にスパルタ）の國家主義教育に於る教科目統合の如き、中世紀に於る宗教中心の教科目統合の如き然りである。凡そ思想上の一つの主義は、それが教育上に於る教科目配列の問題に入り来る時自ら教科目統合の中心たらむとするは必然である。即ち世にイズムの數が存在する丈けそれ丈けの統合上の中心が叫ばれると見て差支ない。然るにルネッサンス以後教權より離れむとして顯はれたる文化の開放はやがて教科目の中心を失はじめ、正に教科目のデモクラシーを出現して今日に至つた。日本主義の擡頭が再び教科目の權威ある中心統合を要求し國民精神の涵養に指南車たるべきことをいやが上にも明瞭に意識せられつゝある今日、往時の教科目統一の精神も亦吾人の反省すべき一課題である。（終り）

昭和十年七月廿五日印刷

(非賣品)

昭和十年七月三十日發行

發行所 埼玉縣女子師範學校

埼玉縣浦和市三、八四五番地

印 刷 人

荒 井

薰

印 刷 所

清 水 印 刷 所

埼玉縣浦和市三、八四五番地

